

特定地域づくり事業協同組合について

宮古島市産業振興局
令和3年12月27日

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣

利用料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成



財政
支援

認定

都道府県

【課題・懸念】

- コロナ後の人材不足への懸念（短期的課題）
- 少子化傾向など、将来的な人材確保の必要性（長期的課題）
- 本市の主要産業（観光と農水産業）では、人材ニーズに季節変動大

【制度活用の意義】

- インターン的な位置づけで、事業者・就労者双方にメリット
 - ※繁忙期の労働力確保で、新たな事業展開を促進
 - ※島の学校を卒業後、進路が定まっていない若者の就職支援など
 - ※貧困対策や就労支援に繋げることで、広い分野への効果
- 集落の人口減少対策と連携
 - ※「ブリッジ人材」の育成

【これまでの動き】・・・4月以降

- 関係団体への説明：宮古島観光協会や宮古島商工会議所等に制度概要の説明
- オンライン説明会：市内事業者等に参加を呼びかけ、総務省の説明会を視聴
- 状況：いずれの事業者も意義があるとの反応。

【制度検討会】・・・11月幹事会、**12月第1回制度検討会←本日**

- 目的：制度について広く事業者と理解を深めるための勉強会的位置づけ
- 幹事会：市（産業振興局、農林水産部、観光商工部）
民間団体（宮古島観光協会・宮古島商工会議所・伊良部商工会・
宮古島漁業協同組合）
- 幹事会の役割：農漁業者や事業者等への呼びかけ・情報発信、勉強会等の開催

【設立準備会（仮称）】

- 構成：公募の上、設立に関わる意思のある事業者により構成
- 役割：①コンセプト・ビジョン・ミッションの整理
②定款の策定（参考事例：海士町）
③事業計画・収支計画の策定（参考事例：津和野町、五島市）
④設立関連手続き（経産省・厚生労働省・沖縄県（総務省）等）
※③は組合員数、職員数、事務局機能（場所・人材）、給与方式や手当、利用料金等々を要決定